

事務連絡
令和6年4月1日

各所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部事務局長
一般財団法人埼玉県教職員互助会事務局長

インフルエンザ予防接種補助事業の補助対象接種期間の見直しについて（通知）

日頃より、共済組合及び互助会の事業運営につきまして、御理解・御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、共済組合及び互助会で実施しているインフルエンザ予防接種補助事業について、下記のとおり補助対象接種期間を見直します。

つきましては、貴所属所職員に周知くださるようお願いいたします。

記

1 令和6年度からの補助対象接種期間

当該年度の9月1日から翌年2月末日までに接種したもの

<参考> 新旧対照表

変更後	変更前
当該年度の <u>9月1日</u> から翌年2月末日までに接種したもの	当該年度の <u>10月1日</u> から翌年2月末日までに接種したもの

2 適用開始日

令和6年4月1日

3 実施要項について

変更後の実施要項については、下記ホームページに掲載されておりますのでご確認ください。

○ 本人分 公立学校共済組合埼玉支部ホームページ
(URL:<https://www.kouritu.or.jp/saitama/index.html>)

○ 被扶養者 一般財団法人埼玉県教職員互助会ホームページ
(URL:<https://gojo-saitama.lg.jp>)

問合せ先

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-14-21

埼玉県教育局教育総務部福利課 貸付・ライフプラン担当

TEL 048-830-6701